

奄美市告示第64号

奄美市住用地区保育料助成事業実施要綱を次のように定めた。

令和8年4月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市住用地区保育料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住用地区に居住するこどもの保護者に対し、すみようこども園利用に係る保育料を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって同地区の移住・定住人口の増加に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 保育料の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住用地区に住所を有し、すみようこども園に入園している3歳未満のこどもと同居する保護者とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、3歳未満のこども1人につき、月額15,000円とする。

2 市長は、当初決定した保育料から助成金の額を減額し、保育料を徴収するものとする。

(申請及び認定)

第4条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、奄美市住用地区保育料助成申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、適当と認めた場合は、奄美市住用地区保育料助成決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成期間）

第5条 助成の対象となる期間は、申請をした日の属する月から助成資格が終了した日の属する月までとする。

（助成の終了）

第6条 市長は、第4条第2項の決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）が助成対象者でなくなったときは、奄美市住用地区保育料助成終了通知書（別記第3号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年3月31日限りその効力を失う。